

● 関係団体との協働

第11条

食品等の安全・安心の確保のためには、消費者や食品関連事業者、県などの関係者が、共に力を合わせて取組むことが必要です。このため、

県は、食品関連事業者や消費者などの団体との協働による食品等の安全・安心の確保のために必要な施策の推進を図るよう努めます。

● 例えば 共催による意見交換会の開催／衛生管理の普及啓発 など

● 自主的な活動の支援

第12条

食品関連事業者は、その責務として、自らが食品等の安全・安心の確保について第一義的責任を有していることを認識して、事業活動を行うこととしています。この事業活動には、法令遵守による事業活動はもとより、食品等の安全・安心の確保のための自主的な活動への取組みも含んでいます。このため、

県は、食品関連事業者の自主的活動の促進を図るため、情報提供及び助言などの支援に必要な措置を講じます。

● 例えば 衛生管理手法の導入支援 など

● 遺伝子組換え作物等に関する措置

第13条

現在、遺伝子組換え食品と遺伝子組換え作物については、法に基づいて、国による安全性審査が行われ、安全性審査の済んだ食品等が輸入されてます。しかしながら、県民からは「不安」との声が寄せられていることから、

県は、遺伝子組換え作物等と食品とするために栽培される作物等との交雑の防止に関し必要な措置を講じます。

● 本条例では、条例の趣旨に沿い、食品とするために栽培される作物等を対象としています。